

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
船橋中央病院
病院長 山口 武人

◎調達機関番号 903

◎所在地番号 12

1 競争に付する事項

- (1) 品目分類番号 4
- (2) 調達件名及び数量
診療材料一括調達及び物流管理業務(SPD業務)委託
- (3) 仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (4) 履行期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日
- (5) 履行場所
独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院
- (6) 入札方法

入札書の入札金額については、一切の費用を織り込んだ上で記載すること。落札者の決定については、入札内訳書(様式第3号の4)に記載された【診療材料ごとの税抜単価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)]に当院が提示する診療材料ごとの予定数量(3年分)を乗じて算出した金額の総価】と【物流管理業務の委託費用の3年間の税抜き総価に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)]の両方を合計した金額をもって落札価格とするので、入札書(様式第3号の1から第3号の3)には消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、【見積もった診療材料ごとの契約金額の110分の100に相当する金額に当院が提示する診療材料ごとの予定数量(3年分)を乗じて算出した金額の総価】と【物流管理業務の委託費用の3年間の契約金額の110分の100に相当する金額】の両方を合計した金額を記載すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者

を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (5) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」及び「役務の提供」でA等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者である事。
但し、登録資格の停止を受けている期間は本件入札に参加できない。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
（なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による））
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (9) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。

(10) 契約事務細則第4条第4号の規定に基づき、経理責任者が定める資格として次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ア 厚生年金保険
- イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ウ 船員保険
- エ 国民年金
- オ 労働者災害補償保険
- カ 雇用保険

（注）各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。

- (11) 調達物品が医薬品医療機器等法で定める医療機器に該当する入札に参加する者は、都道府県から「高度管理医療機器等販売業」、「医薬品販売業」及び「毒物劇物一般販売業」の許可を受けていること。
- (12) 法人等を設立して3年以上経過しており、直近3年間に300床以上の病院において診療材料等物流管理及び調達管理業務委託の請負実績を3件以上有し、かつ、問題なく履行していること。なお、当院において契約の履行状況を確認し、問題があると判断すれば提出された入札書を無効とし、開札時間までにその旨通知する。

3 契約条項を示す場所

〒273-8556 千葉県船橋市海神6-13-10

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院 事務部経理課契約係

TEL 047-433-2111

E-mail keiri@funabashi.jcho.go.jp

4 入札手続等

(1) 公示期間

自 令和7年2月14日（金） 至 令和7年3月17日（月）

(2) 入札説明書等交付及び入札参加書類等の提出の期間・場所

入札説明書等の交付方法

上記公示期間内の午前9時から午後5時の間（土日祝祭日及び12時から午後1時を除く）

「機密保持に関する誓約書」及び「令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書(写)」と引き換えに上記3の交付場所にて交付するので、必ず事前連絡すること。

※機密保持に関する誓約書は、当院HPの調達情報から両面印刷すること。

なお、やむを得ず来院が困難な者については、上記書類2部をPDFで3に示すアドレスまで送信し、送信後は当院へ到着確認をすること。

電子ファイルにて入札説明書等の入手を希望する者は同引き換え時にパスワード票の発行を依頼し、解除コードをもって当院ホームページにある「調達情報」より入札説明書等(詳細資料)の入手が可能である。

入札参加書類等の提出について

令和7年3月17日（月）午後5時までに提出すること。

また、来院して提出する場合は、事前連絡すること。

問い合わせは、上記公示期間内の午前9時から午後5時の間（土日祝祭日及び12時から午時を除く）とする。

なお、やむを得ず来院が困難な者については、入札参加書類等をPDFで3に示すアドレスまで送信し、送信後は当院へ到着確認をすること。

上記の場合も受領最終日時までに必着とし、受領最終日時までに当院で確認できなかったものについては無効とする。

- (3) 入札参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

- (4) 入札説明会

入札説明書等交付時に随時実施

- (5) 開札日時及び場所

令和7年3月19日（水） 午後1時30分

独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院 第二会議室

5. その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)から2(3)及び2(5)の証明となるもの及び入札説明書、仕様書において定めるものを入札説明書における入札参加申込書等の提出期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

また、封印した入札書を4(2)に示す入札書の受領期限内に提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」

- (6) 契約書の作成期限

契約の相手方は開札日の翌日から起算して10日以内（土日・祝日を除く。）に記名押印の上契約書を作成しなければならない。なお、契約の相手方は、入札説明書（関係書類）等で所定の書式が示されている場合には、当該書式により作成しなければならない。

契約の相手先に決定された入札者が 契約書の作成期限の延長を申請する場合は、作成期限内に書面にて経理責任者に申し入れるものとする。ただし、その場合であっても20日（土日・祝日を除く。）を超えることはできない。

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した委託業務を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札

者とする。

- (8) 落札者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し契約価格を決定する。
- (9) 詳細は入札説明書による

6. Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
:Supply Processing &Distribution outsourcing 1 set
- (2) Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. March 17 ,2025
- (3) Contact point for the notice : Takuya Wakamatsu
Contract chief, Accounting Division, Japan Community Healthcare Organization
Funabashi Central Hospital, 6-13-10 Kaijin , Funabashi-City, Chiba, 273-8556
Japan, TEL 047-433-2111 ext. 2320
E-mail keiri@funabashi.jcho.go.jp